

大阪市人権相談ネットワーク連絡会設置要綱

第1条 名称

この会は、「大阪市人権相談ネットワーク連絡会」（以下「連絡会」という。）と称する。

第2条 目的

連絡会は、さまざまな人権問題への効果的な対応や啓発を推進するため、人権課題の情報提供を行うとともに、人権相談事例等の情報を共有することにより、人権相談の円滑な実施を図ることを目的とする。

第3条 協議事項等

連絡会は、上記の目的を達成するために、次に掲げる連絡及び協議を行う。

- (1) さまざまな人権課題や人権相談事例等の情報
- (2) 人権侵害に関わる情報
- (3) その他目的達成に必要な情報

第4条 構成

- (1) 連絡会の構成は、別表のとおりとする。
- (2) 人権相談の推進にかかわって、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

第5条 連絡会

連絡会は、必要に応じて開催する。

第6条 庶務

連絡会の庶務は、人権啓発・相談センターが行う。

- 附則 この要綱は、平成14年8月23日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成19年8月9日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成20年10月31日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成21年4月28日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成23年7月29日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成24年6月21日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成26年7月29日から施行する。

- 附則 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 附則 この改正規定は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。
- 附則 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 大阪市人権相談ネットワーク連絡会構成員

- ・24 区人権生涯学習主管課長会 幹事長 副幹事長
- ・政策企画室 市民情報部広聴担当課長
- ・市民局
 - ダイバーシティ推進室人権企画課長
 - ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長
 - ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長
 - ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長
 - ダイバーシティ推進室男女共同参画課長
 - ダイバーシティ推進室人権啓発・相談センター所長
- ・福祉局
 - 生活福祉部自立支援課長
 - 生活福祉部生活困窮者支援担当課長
 - 障がい者施策部障がい福祉課長
 - 高齢者施策部高齢福祉課長
- ・健康局
 - 健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長
- ・こども青少年局
 - 企画部経理・企画課長
 - 子育て支援部管理課長
- ・教育委員会事務局
 - 指導部人権・国際理解教育担当首席指導主事